

訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人赤平市社会福祉協議会が開設する訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業(以下「訪問型サービス」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護及び訪問型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当っては、赤平市、地域の保健・医療・福祉サービス事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 赤平市社会福祉協議会 訪問介護事業所
- (2) 所在地 赤平市東大町3丁目4番地

(職員の職種、員数、及び職務内容) (指定訪問介護と訪問型サービスを兼務)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護及び介護予防訪問介護の提供に当たるものとする。
- (2) サービス提供責任者 2名
サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護及び訪問型サービスの利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導、訪問介護計画及び訪問型サービス計画の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員等 6名
訪問介護員等は、訪問介護及び介護予防訪問介護の提供に当たる。
- (4) 事務職員 2名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、年末年始(12月31日から翌年1月5日まで)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。なお、サービス提供については、午前6時から午後10時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料)

第6条 訪問介護及び訪問型サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護及び訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護及び訪問型サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護及び訪問型サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、赤平市の区域とする。

(虐待の防止)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する当該指定訪問介護及び訪問型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画という。」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 11 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的に実施すること。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人赤平市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 附 則 | この規程は、平成16年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この規程は、平成17年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この規程は、平成18年4月1日から施行する。 |
| 附 則 | この規程は、平成23年10月1日から施行する。 |
| 附 則 | この規程は、令和 7年6月1日から施行する。 |